



# 三重県公報

平成30年12月4日（火）

第 3063 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
756	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
757	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	2
758	保安林の指定を解除する予定である旨の変更	( 治 山 林 道 課 )	2
759	保安林の指定を解除する予定である旨の通知の変更	( 同 )	2
760	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	3
761	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 防 災 砂 防 課 )	4
<b>選 管 告 示</b>			
70	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	5
71	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨の報告	( 同 )	5
72	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	( 同 )	5
73	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	( 同 )	5
74	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	7
75	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び資金管理団体でなくなった旨の届出	( 同 )	7
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	( 農 地 調 整 課 )	7
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 大 気 ・ 水 環 境 課 )	8



る予定に関する通知内容（解除予定保安林の所在場所）を変更する旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 変更前の保安林の指定を解除する予定に関する告示

平成 9 年三重県告示第 847 号

2 解除予定保安林の所在場所

伊賀市榎山字根組原 3858（次の変更図に示す部分に限る。）

（「次の変更図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 760 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス芸濃店

津市芸濃町椋本字一ツ谷 3093-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	井上 亮

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	宇野 正晃

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 31 年 7 月 10 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,649 ㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	60 台	縦覧による
合 計	60 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	28 台	縦覧による
合 計	28 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置

荷さばき施設	32 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	32 m <sup>2</sup>	

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	9.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	13.5 m <sup>3</sup>	

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2 箇所	縦覧による

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

## 7 届出の日

平成 30 年 11 月 9 日

## 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 12 月 4 日から平成 31 年 4 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 761 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

蓮華寺地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域の所在地

度会郡度会町棚橋

## 3 区域の土地の表示

度会郡度会町棚橋字谷山 1620 番 1 の一部、1621 番 1 の一部及び 1622 番 1 の一部の土地並びに字下ノ田 1679 番 3 の一部、1679 番 4 の一部、1680 番 1 の一部、1683 番 1 の一部、1683 番 2 の一部、1688 番 1 の一部、1688 番 2 の一部及び 1688 番 3 の全部の土地

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 70 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
病院 (略) <u>津市大鳥町424番地1 藤田医科大学七栗記念病院</u> (略)	病院 (略) <u>津市大鳥町424番地 藤田保健衛生大学七栗記念病院</u> の1 (略)

三重県選挙管理委員会告示第 71 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設の指定の取消しをした旨、鈴鹿市選挙管理委員会から報告がありました。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
鈴鹿市選挙管理委員会	鈴鹿市玉垣児童センター	鈴鹿市東玉垣町 527 番地 の 1	平成 30 年 11 月 12 日

三重県選挙管理委員会告示第 72 号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成 13 年三重県選挙管理委員会告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
市町村名 施設 所在地 (略) 鈴鹿市 鈴鹿市神戸コ ミュニティセンター 鈴鹿市神戸九丁目24番52号 (略)	市町村名 施設 所在地 (略) 鈴鹿市 鈴鹿市神戸コ ミュニティセンター 鈴鹿市 鈴鹿市玉垣児童センター 鈴鹿市東玉垣町527番地の1 (略)

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

## 1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
市川昇後援会	市川 昇	市川 昇	鈴鹿市長太旭町三丁目 6-25	平成 30 年 10 月 1 日	
小田あけみ後援会	小田 あけみ	小田 あけみ	四日市市伊坂台二丁目 113	平成 30 年 10 月 18 日	
柴 洋 会	柴田 洋 巳	柴田 政 子	北牟婁郡紀北町上里 110	平成 30 年 10 月 26 日	
高橋さつき後援会	谷 口 茂	谷 口 茂	鈴鹿市神戸六丁目 5-21	平成 30 年 9 月 18 日	
田中淳一後援会	青山 弘 忠	田中 てい子	鈴鹿市東磯山一丁目 13-13	平成 30 年 9 月 12 日	
たやなおみ後援会	清水 達 雄	南部 通 子	桑名市大字東方 274-1	平成 30 年 9 月 28 日	
浜口正久後援会	濱 口 正 久	向 井 政 美	鳥羽市答志町 868	平成 30 年 10 月 4 日	
三林文明後援会	三 林 文 明	三 林 文 明	桑名市大字五反田 2324	平成 30 年 10 月 24 日	
山内おさむ後援会	間 宮 一 彦	間 宮 一 彦	多気郡明和町斎宮 3841-26	平成 30 年 10 月 12 日	

## 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県 看護連盟支部	西 川 利 恵	会計責任者	前 納 千代子	谷 中 眞 奈	平成 30 年 7 月 1 日	政党
あかし孝利後援会	明 石 孝 利	会計責任者	西 口 正	市 川 昇	平成 30 年 10 月 1 日	
いのうえすすむ後援会	井 上 進	政治団体の名称	いのうえすすむ後援会	井上ススム後援会	平成 30 年 9 月 11 日	
太田まこと後援会	太 田 誠	主たる事務所の所在地	桑名市長島町福吉 871-39	桑名市長島町松蔭 53	平成 30 年 11 月 12 日	
岡村てつお後援会	家 崎 寛 明	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町相賀 480-230	北牟婁郡紀北町相賀 265-4	平成 30 年 10 月 25 日	
小川政人後援会	藤 田 信 男	会計責任者	鈴 木 茂 幸	大久保 秀 明	平成 30 年 8 月 6 日	
後藤光雄後援会	後 藤 光 雄	代表者	後 藤 光 雄	山 中 實	平成 30 年 10 月 28 日	
坂本マキ後援会	鈴 木 鶴 吉	主たる事務所の所在地	四日市市西日野町 4390-4	四日市市桜花台一丁目 27-9	平成 30 年 10 月 20 日	
日本臨床検査技師	別 當 勝 紀	代表者	鈴 木 鶴 吉	山 中 浩 史	平成 30 年	
		代表者	別 當 勝 紀	上 森 昭		

連盟三重県支部					7月1日
橋本真一郎後援会	橋本公佳	代表者	橋本公佳	橋本真一郎	平成30年 8月7日
前田耕一後援会	駒田聖史	代表者	駒田聖史	前田亨	平成30年 9月1日
三重県看護連盟	西川利恵	会計責任者	前納千代子	谷中真奈	平成30年 7月1日

### 三重県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成30年12月4日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
小林とものり後援会	小林智宣	平成30年10月19日	
橋本真一郎後援会	橋本公佳	平成30年10月31日	
畑みつこ後援会	畑学	平成30年1月31日	
吉川ゆうみ参議院議員いなべ地区後援会	水貝一道	平成29年12月31日	

### 三重県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成30年12月4日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代					
1 資金管理団体の指定	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
	後藤光雄	県議会議員	後藤光雄後援会	鈴鹿市寺家三丁目41-16	平成30年 10月28日
2 資金管理団体でなくなった旨の届出	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日		
	橋本真一郎	橋本真一郎後援会	平成30年8月7日		

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（高野井土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成30年11月26日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成30年12月4日

三重県知事 鈴木英敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津地方法務局長から通知がありました。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成）
- 2 作業期間  
平成 30 年 11 月 19 日から平成 31 年 2 月 22 日まで
- 3 作業地域  
津市寿町、同市港町、同市三重町津興、同市柳山津興及び同市船頭町津興の一部

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 大気汚染自動測定機器等 1 式                                 |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町 13 番地<br>三重県環境生活部 大気・水環境課                 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 30 年 11 月 26 日                               |
| 4 | 落 札 者       | 三重県四日市市新正 3 丁目 4-5<br>東京電機産業株式会社四日市支店 支店長 鷲野 政巳 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 35,980,000 円<br>契約金額 38,858,400 円          |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 平成 30 年 10 月 9 日                                |



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---